

教科書検定と住居教育  
○外丸香代\* 田中辰明\*\*\*  
(\*お茶の水女大・院 \*\*\*お茶の水女大 )

**【目的】** 家庭科における住居教育の低調ぶりに関する報告は多く、①教員養成上の問題、②教育方法上の問題、③指導要領・教科書の問題にまとめられる。本研究では③について文部科学省の定める住居の教育課程の意図するところ、及び検定による制限の実態を明らかにし、一般住民の住居教育への要請との関連も加えて検討した。

**【方法】** 現行指導要領（小・中・高）と平成12年度使用教科書を「住生活観・今後の課題」「消費者の権利」に関する記述に注目して分析した。次に同指導要領のもとで不合格となった申請本と修正後に合格した教科書とについて「検定基準」と「指摘箇所」をもとに調査したうえで、平成14年から順次実施される予定の新指導要領に検討を加えた。また、一般住民の代表として保護者対象のアンケート調査を行い、前述の各調査との関連を図った。

**【結果】** 現行指導要領は「住生活と社会」という指導項目を掲げながら、自助努力に任せてきた住宅政策や、住居費の問題、まちづくりへの住民参加、住居に関する消費者問題等に対する検定の指摘が目立つ。さらに、新指導要領では住居領域の内容全体が後退したうえ、社会との関わりに関する項目が削除された。また、平成12年施行の「住宅の品質確保の促進等に関する法律」は「財」としての住居に対する消費者の権利として教育の重要性が高いと思われるが、新指導要領による教育課程の範囲では教科書への記載に検定による制限が加わるのではないかと推察される。これらは保護者が子弟に望む住居教育とも方向性を異にするものである。既存の社会への適応に主眼がおかれた教育課程は能動的な問題認識や改善意思の派生をむしろ排除する傾向がさらに強まったといえる。